

小規模テレワークコーナー設置促進助成金

FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
事前エントリーについて			
1	事前エントリー	申請にあたって事前エントリーの応募が必要とのことですが、エントリーの応募はインターネットからの受付のみですか。	インターネットからの受付のみです。事前エントリーの応募は東京しごと財団雇用環境整備課のHPの事前エントリーフォームから行ってください。
2	事前エントリー	事前エントリーを行いました。助成事業の実施期限である12月31日までにテレワークコーナーの営業を開始することができないので、申請を取りやめることにしました。この場合、何か手続きは必要ですか。	事前エントリーを取り下げるにあたり、必要な手続きはありません。そのため、事前エントリー後、営業開始および支給申請を行わない場合は、手続きは不要です。
申請について			
3	申請	支給申請時の提出書類の中で、申請日（提出日）時点で揃わないものがあり、後日提出でも申請はできますか。	申請日時点で、提出書類が全て揃っていない場合には、原則として申請の受付はできません。（募集要項14～16頁 別表3 提出書類一覧表を参照）
4	申請	電子申請での申請を検討しています。GビズIDの取得にはどれくらい時間がかかりますか。	GビズIDの取得には、デジタル庁のGビズID運用センターによる審査があり、取得まで1～2週間かかります。余裕を持ってご準備ください。 （※J Grantsの公式HP（下記URL）にて詳細をご確認ください。） https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow
5	申請	都内外に従業員が10人以上いる複数の事業所があり、それぞれに就業規則を作成し、労基署に届け出ています。全ての事業所分を提出する必要はありますか。	都内外問わず、従業員が10人以上いる事業所が複数ある場合には、申請日時点で労基署届出印のある就業規則（本則のみ）の写しを10人以上の事業所分全てにつき提出が必要です。
6	申請	同じ商品を複数購入したものがあある場合、購入物品の写真は1台のみ提出すればよいでしょうか。	同一商品を複数購入した場合でも申請個数分の写真を提出してください。その際、開梱後に撮影した申請購入物品であることが確認できる写真で提出してください。モニターやWi-Fiルーターの機器類でシリアルナンバーがある製品は、シリアルナンバーが確認できるような写真または一覧表で提出してください。
助成対象経費について			
7	助成要件	当該助成事業に係るテレワークコーナーに置く机や椅子の購入は、いつから可能ですか？	事前エントリーに応募してから、購入が可能です。（事業実施期間内（事前エントリーへの応募を行った日以後から令和4年12月31日（土）まで）に事業を開始（申込、発注、契約や購入すること）したものが助成対象となります。実施期間内に申込、契約、発注や購入等を行っていることを申請時の提出書類にて確認します。
8	助成要件	事前エントリーに応募する前に、テレワークコーナー用として既に購入した机や椅子なども、新たなテレワークコーナー設置に必要であると認められれば、助成の対象となりますか。	事業実施期間（事前エントリーへの応募を行った日から令和4年12月31日（土）まで）より前に購入したものは全て助成対象外です。

助成対象事業者要件について

9	対象要件	本社は都外ですが、都内に事業所があり、その都内事業所にテレワークコーナーを設置するのであれば、申請の対象となりますか。	申請日時点で、常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業等で、都内に本社または事業所を置く事業者等であることが必要です。その他にも複数の助成対象事業者要件がありますので、募集要項4～6頁「5 助成対象事業者の要件」を必ずご確認ください。
10	対象要件	個人事業主ですが、この助成金の申請はできますか。	個人事業主も、助成対象事業者要件を満たしていれば、申請はできます。（募集要項4～6頁「5 助成対象事業者の要件」参照） なお、法人の場合とは申請時に提出する書類が一部異なりますので、募集要項を必ずご確認ください。（募集要項14～17頁 参照）
11	対象要件	過去に、東京しごと財団が実施したテレワーク関連助成金の申請を行い、助成金を受給したことがあります。 この場合でも、異なる申請であれば、この助成金への申請はできますか。	東京しごと財団が過去に実施したテレワーク関連助成金に申請した場合でも、本助成金への申請はできます。（テレワーク関連助成金とは「テレワーク活用・働く女性応援助成金」、「テレワーク導入促進整備補助金（はじめてテレワーク）」、「事業継続緊急対策(テレワーク) 助成金」、「テレワーク定着促進助成金」、「テレワーク促進助成金」を指します。）
12	対象要件	昨年度、この助成金を申請した代表者および同一法人が、今年度において、さらに昨年度とは別の施設で新たにテレワークコーナーを整備する場合、今年度もこの助成金の申請をすることはできますか。	昨年度の申請と同一の代表者および同一の法人が、昨年度申請したテレワークコーナー設置施設と別の新たな施設にテレワークコーナーの設置をする場合は、今年度も申請をすることができます。なお、昨年度申請をした同一のテレワークコーナー施設については、再度申請を行うことはできません。
13	助成内容	誓約書の「風俗営業等の規制～」の項目に業務形態が該当しているため、チェックを記載できません。この場合、助成対象事業者として、助成金の申請はできますか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第一項に規定する風俗営業、同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれらに類する事業を行っていないことが助成対象事業者の要件となりますので、上記に業務形態が該当するため、誓約書にチェックの記載ができないという場合は、申請はできません。（募集要項4～6頁参照）誓約書の全9項目にチェックの記載ができる場合のみ、この助成金の申請は可能です。

助成事業の詳細内容（助成条件）について

14	助成条件	助成事業に係るテレワークコーナーは、いつまでに営業を開始したら、助成の対象となるのですか。	事前エントリーへの応募を行った日以後から申請日前に営業を開始することが要件です。尚、最終的な営業開始期限は令和4年12月31日（土）ですので、ご注意ください。
15	助成条件	テレワークコーナーの営業時間に何か要件はありますか。	1日に3時間以上、週20時間以上営業することが要件です。
16	助成条件	助成事業に係る対象施設の整備にあたり、当該施設の特定行政庁に、用途に関する事前相談を行うとありますが、特定行政庁とはどこにあるのですか。	特定行政庁とは、当該整備予定の小規模テレワークコーナー施設の所在地を管轄する市区町村役場にある建築基準法に関する相談窓口を指します。※東京都都市整備局の公式HP（下記URL）にてご確認ください。 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kijun/ また、施設の特性によっては、適切な営業が可能となるよう、それぞれ必要に応じて事前相談等の対応をお願いします。
17	助成条件	特定行政庁へ事前相談に行き、指摘を受けた場合には、助成金の申請はできませんか。	特定行政庁による事前相談において、何らかの指摘事項を受けた場合には、助成金の申請ができない場合がありますので、助成事業を開始される前に、東京しごと財団宛に電話にてご相談ください。

18	助成条件	東京都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度に登録していることが要件となっていますが、この登録にはどのくらい時間がかかるのですか。	登録には10営業日程度要しますので、登録申請はお早めにお願ひします。
19	助成条件	必要要件である「テレワーク推進リーダー」制度の登録にはどのくらい時間がかかるのですか。	登録には10営業日程度要しますので、登録申請はお早めにお願ひします。
20	助成条件	昨年度、同助成金を申請したテレワークコーナー施設について、コーナーの拡充のため別の申請内容であれば、今年度、再度申請することはできますか。	テレワークコーナー施設の設置場所が令和3年度の申請と同一場所である場合には、拡充の理由で申請内容が異なる場合でも、今年度の申請を行うことはできません。
21	助成条件	社員専用のテレワークコーナーを事業所内に設置する計画があります。この場合、自社向け用のテレワークコーナー設置に係る経費は助成の対象となりますか。	自社の従業員のみが利用するためのテレワークコーナー設置に関する経費は、本助成金では対象外です。あくまでも、自社の従業員以外で複数の利用者が利用するための「共用型」テレワークコーナーの新規導入設置に係る費用が助成の対象です。
22	助成条件	テレワークコーナーの営業時間中に、他の目的（同じ施設で行っている別事業）で来店される方が、当該テレワークコーナーをテレワークを行う目的以外で利用する営業形態としても、申請には問題ないですか。	テレワークコーナーとして営業中の時間帯はテレワークコーナー利用者のみ、そのコーナーを利用できるようにしてください。コーナー設置場所以外の通常営業に利用しているスペースとテレワークコーナーをエリアで区分する、テレワークコーナーのみ営業する時間と別事業のみ営業する時間で明確に利用時間帯を区分する、あるいはエリアも時間も区分するの3形態のうちいずれかの営業形態で営業を行うことが必要です。
23	助成条件	自宅兼事務所のスペースで、テレワークコーナーを運営したいのですが、この助成金を利用できますか。	自宅兼事務所の場合、自宅と事務所との区分が明確な施設であることの要件を満たすことが必要です。申請時に提出頂く書類とあわせてテレワークコーナーを設置する予定場所の図面等を提出頂き、判断いたします。（募集要項10頁「Ⅱ助成事業の詳細内容」参照）
24	助成条件	マンションの一室で事業を行っており、その同じ部屋にテレワークコーナーの設置をすることような場合も、助成金の申請はできますか。	現に営業している事業所の場所とテレワークコーナーを設置する場所が明確に区分されていることが必要です。あわせて、マンションという建築物の使用目的が「住居専用」であるなど、テレワークコーナーを設置・営業できないものでないなどの要件を見て、申請が可能か否かを判断します。
25	助成条件	1席のみのテレワークスペースを作りたいのですが、助成対象になりますか。	複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していることの要件として、2席以上あることが助成の条件となります。よって、この場合は助成対象外です。
助成内容について			
26	助成内容 消耗品費	テレワークコーナー利用者に端末等の機器を貸し出す計画があります。その場合の端末購入代金はこの助成金の助成対象になりますか。	機器等の端末は助成の対象にはなりません。募集要項12頁別表1-2に記載の「助成対象経費の科目」に記載されたもののみが対象です。
27	助成内容 消耗品費	テレワークコーナー施設に必要な机や椅子を中古品で購入しました。これらをこの助成金で申請することは可能ですか。	中古品は助成対象外となります。（募集要項12～13頁参照）
28	助成内容 消耗品費	店舗の老朽化している椅子と机を新規に買い替えたいのですが、助成対象になりますか。	老朽化による既存施設の環境整備に該当するため、備品類の買い替えは対象外です。 （募集要項10頁「Ⅱ助成事業の詳細内容(助成条件) <<助成事業における留意事項>>」参照）

29	助成内容 工事請負費	この助成金で対象となる工事請負費の電気設備費とは、具体的にどのようなものを指しますか。	助成事業に係る小規模テレワークコーナー施設の環境整備のためのコンセント設置などの電源工事を指します。当該施設の照明器具の設置等に関する電気工事は該当しません。
30	助成内容 支払	個人事業主で、助成事業に係る経費の支払いは口座振込払いにしたのですが、金融機関の口座名義に屋号がなく、代表者個人名のものしかありません。提出書類としてどのようなものを提出したらよいのですか。	この場合、支払先から申請事業者名の領収書を発行してもらい、提出して頂くか、個人名義の金融機関口座でも、事業所としての決済口座であることがわかる経理帳簿などを提出して頂き、私用ものでないことを確認致します。
31	助成内容 支払	助成事業に係る経費は原則として、口座振込ですが、ネットバンキングでの支払いの場合はどのような書類を提出したらよいですか。	領収書、もしくは取引金融機関のWEB「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票など支払日、支払先および支払金額等が確認できるものを提出してください。なお、「振込処理予定一覧表」では支払処理が確定していないので、書類として受付できません。
32	助成内容 支払	物品の購入や施工費を現金で支払ったものは対象となりますか。	申請事業者名義の口座振込で支払うことが原則です。代引きなど10万円以下で即時支払いが求められる場合は現金での支払いは可能です。（同一の店舗で複数回に分けて現金支払いし、一店舗合計で10万円を超える場合は助成対象外になりますので、ご注意ください。）
33	助成内容 支払	物品の購入をクレジットカード払いで行ったものは対象となりますか。	申請事業者名義の口座振込で支払うことが原則です。法人クレジットカード払い（個人名義のクレジットカード払いは不可）をする際、クレジットカードの引き落とし日が、支給申請日までに完了していなければなりません。支払いが完了していない場合は助成対象外になります。クレジットカード払いにより発生したポイント分は現金換算を行い、助成金申請額から減額して申請してください。
34	助成内容 支払	物品の購入費を支払う際に、過去の購入時に付与されたポイントを使うことはできますか。	ポイントを使用して購入することは可能ですが、ポイント使用分の経費は助成対象外となります。
35	助成内容 審査	飲食店を営んでおり、助成事業に係るテレワークコーナーを設置する場所が営業時間が深夜業に係る業態の店です。この場合、申請時に何か提出すべき書類はありますか。	当該営業が「低照度飲食店」、「区画席飲食店」に該当するか否かを確認します。当該営業に該当しないと確認ができた場合には、「申立書」（財団から書式を提供）および「特定遊興飲食店営業許可証」（写し）、「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書」（写し）の提出が必要です。ご提出頂けない場合には申請はできません。
36	助成内容 審査	申請してから、どのくらいで助成金は支給されますか。	支給申請書と申請に必要な提出書類がすべて揃い、内容に不備がないことの確認ができてから、審査に入りますので、期間についてはお答えできません。審査の過程では、申請内容の確認や追加書類の提出の依頼等、財団から申請企業へお問い合わせをさせて頂く場合もございます。なお、審査の経過や結果に関するお問い合わせには応じておりません。